沿岸くろまぐろ漁業に 漁業法 昭 和二十四 年 0 7) 法律第二百六十七号)第百二十一条第一 て、 次 のとおり指示する 項の 規定に基づき、

令和六年十一月十八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の 承認に係る委員会指 宗

定義

よる この指示において、 次 の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところに

- (1)規定する太平洋 第百五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に 「太平洋 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号。 下 法
- (2)て、 「沿岸くろまぐろ漁業」 動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 次に掲げる漁業の V ずれ にも該当し な 漁業であ
- イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業
- ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業
- 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
- 条各号、 漁業の許可及び取締り等に関する省令 第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若 (昭和三十八年農林省令第五号) しくは第三号に掲げる漁 第二
- ホ 漁業のうち、 法第五十七条第一項の規定に 次に掲げる漁業 ょ 1) 都道県 知事が定める規則に定め る知事 許 可
- (イ) 小型定置漁業
- (口) 小型定置網漁業
- (八) 底建網漁業
- 別 表 1 の上欄に掲げる都における下欄に掲げ うる漁業
- 法第百二十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示に 別表2の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業 よる漁業で 0

2 操業の禁止

くろまぐろ漁業を営んではならない。 令和七年四月 日 から令和九年三月三十一日までの間に、 ただし、 3 又 は 4の規定による太平洋広域漁 太平洋にお 1 沿岸

3 操業の承認

委員会の承認を受けることができる 営もうとする場合には、 から令和九年三月三十一日までの間に、 会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者(以下 太平洋広 いう。) 域漁 示 \mathcal{O} 業調 有 次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令 効 整委員 期 間 \mathcal{O} 使用する船舶ごとに、 開 会指示第四十三号の3の 始 \mathcal{O} H \mathcal{O} 前 日 太平洋におい **令** 和 令和七年二月十日までに申 六年十二月三十 (1) 又は4の(4) て、 沿岸くろまぐろ漁業を \mathcal{O} 和七年 日 規定による委員 「旧被承認 四月一日 お 請 11 して、 者 て、

獲実績を一キログラム以上有すること。 令和五年一月一 日から令和六年十二月三十 一日まで \mathcal{O} 間 に くろまぐろ \mathcal{O} 漁

保持する必要があり、 がない旨の意見書がある場合は、この限りではな 水産主務課長による、 ただし、 前段に該当しない場合であ か つ当該都道府県の都道府 当該都道府県 って、 の水産政策上、 申 請 11 県別漁獲可能量 者 $\bar{\mathcal{O}}$ 旧被承 住 所 \mathcal{O} 、認者に係る承認 所 在 地 の遵守に支障 \mathcal{O} 都 道 を

- 口 の意見書があること。 に係る都道府県知事が 申請者の住所の所在地の 行う採捕停止命令に明らかに従 都道府県の水産主務課長による、 わ ない 漁業者ではな くろまぐろ \tilde{O} い旨 捕
- 林水産大臣 ない者ではないこと。 法第百二十一条第四項で準用する同法第百二十条第十 の命令が出され た 日又 は 承 認を取り消された日 _ 項 か \hat{O} 5 規定に 一年を経過 基 空づく農 7
- 申請者が 次 \mathcal{O} ①から③まで \mathcal{O} VI ず れ にも該当しな いこと。
- 号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でな った日から五年を経過しな 暴力団員による不当な行為 い者 \mathcal{O} (以下 防止等に 「暴力団員等」という。) 関する法律 (平成三年法律第七 くな
- いう。) 法 人であ 中に暴力団員等に該当する者があるもの って、その役員 又は使用 人 (操船又は漁ろうを指揮監督す る者を
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2)都道 受け 和 ことが い旨の意見書がある場合、 七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位 水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲 できる。 沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は の場合、 (1) 旧被承認者に代わ \mathcal{O} イ及び 口 \mathcal{O} 条件 って、 :は適用 当該者 しな \mathcal{O} 規定に 可能量 を承継 \bar{O} 住所 ょ \mathcal{O} \mathcal{O} 遵守 所在 て、 る承 認 太平 に 地 支 \mathcal{O}
- (3)とい いて沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者 、 う。) であって、 かつ、 旧被承認者から地位を承継することの (以 下 (3)12 お 1 で 7

当該者が て、 (1)承認するも (1)の規定に 委員会の承認を受けることができる。この場合におい ハ及 びニの条件並びに次に掲げるイ及び か のとする。 かわらず、使用する船舶ごとに、 口 令和 の条件を満たすと認 七年二月十日 て、 委員会 ま

- 次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。 当該者の 住所の所在地の都道府県の水産主務課長 から当該 者の 申 0 11 7
- 1 とする漁業関係法令を遵守する者であること 当該者は、 くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止 命令をは 8
- まぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること 都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、 の漁獲能力を勘案しても、 当該都道府県に配分された管理期 かつ、 当該者に対 Ĺ くろ
- 口 定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されるこ の意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、 国際的
- 様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならな 定による申請 登録を受けたものである旨の を省略することができる。 (1) 又は 「原簿謄本」という。)及び別記様式第五号による誓約書を添え、 (昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本 申請者が、 (3)の規定による承認の申請は、別記様式第一号によ の場合にあっては、 当該申請に係る船舶について、 確認を都道府県から受けたときは 旧被承認者が現に所持して 漁船法第十条第一項 いる承認証 る承認申請 原簿謄 の規定に 更に(2) 本の V 及び 別記 よる ただ の規 。 以

4 承認証の交付と変更等

- (1)委員会は、 (以 下 「現被承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。 3 の (1) 又は(3)、 4の②若しくは4の承認をしたときは、 その被承認
- (2)会に変更の 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速や 申請 をし、その承認を受けなければならない か 委員
- して っては原簿謄本を添えて、 2)の規定による変更の申請は、 たものである旨 いる承認証を添え、 当該申請に係る船舶について、 の確認を都道府県か 更に船名又は船舶総トン数 委員会事務局に提出しなければならない 別記様式第一号による承認申請書に、 ら受けたときは 漁船法第十条第一項の規定による登録 の変更に係る申請 原 謄本 た \mathcal{O} 添 の場合にあ だし 付 |を省 所 を 申
- (4)しようとする者が 委員会は 現被承認者から、 3 0) (1) ハ及びニの条件を満たし、 当該承認 0 期間中に、 当該承認に係る地位 当該者の住 . 所 \mathcal{O} 所 在 を承 地 0 都

- (5)者が現に所持 を省略することが 登録を受けたものである旨の確認を都道府県か よる誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなけれ (4)申請者が の規定に して ょ る承 当該申請に係る船舶について、 できる。 . る承 認 \mathcal{O} 認証、 申請 は 別記様式第三号による廃業届、 別記様式 第 一号に ら受けたときは、 漁船法第十条第一項の規定に よる承認申 別記様 ばならな 請 書 原簿謄本の 式第五号に V) 現被 による 添 ただ 承
- (6)らな 廃業届に 現被承認者は、 現に 所 持して 当該漁業を廃止するときは、 いる承認証を添えて、 速や 委員会事務局 か に、 別 に 記様式第三号に 届 け 出なけ ħ ばな ょ る

5 承認証の再交付の申請

- (1)よる承認証 6 な 承認を受けた者は、 一再交付申請書を委員会事務局 承認証を亡失し、 に提出し、 又は毀損したときは、 その再交付を受けな 別記様 式第四号に けれ ば な
- (2)号による承認 亡失又は る。 3 \mathcal{O} (4)毀損 並 75 証 (Z 再 ょ 4 交付申請書の提出 り \mathcal{O} (3)委員会事務局に (5) 及び (6)12 をも 提出 規定する現に所持 0 することが て、 これ 困難 に代えることが L 7 な場合は、 11 る承 認証 別記 できるも に 様式 0 第四 て、 のと

6 承認の取消し等

- (1)委員会会長は のとする。 この指示に違反した者へ \mathcal{O} 対応及び処分方針 に 0 11 て 別 に定 \Diamond
- (2)返納 ものとし、 委員会は、 しなければなら 当該取消しを受けた者は、 承認を受け な た者が 次 \mathcal{O} 1 速やかに、 ずれ かに該当する場合は、 その承認証を委員会事務局 承 深認を取 ŋ に 消
- イ いることが明らかになった場合 3 又 は 4 \mathcal{O} 申請 \mathcal{O} 際 0 提出書類 \mathcal{O} 記 載 内 容 に事実と異なることが 記 載され 7
- 口 法第百二十一条第四項にお 林水産大臣 \mathcal{O} 命令に 違反 V た場合 て準用する法第百二十条第十 項 \mathcal{O} 規定に基づ

7 指示の有効期間

 \mathcal{O} 示 0) 有効 期間 は、 令和七年一 月 __ 日 カ ら令和九年三月三十一日までとする。

8

よる。 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところに この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところに その他

別 表 1

	都道県名	漁業名
	東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
	東京都	まぐろはえ縄漁業
H-1	別表 2	
	都道県名	漁業名
	北海道	まぐろはえなわ漁業
	宮崎県	浮魚礁利用漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

沿岸くろまぐろ漁業について、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県		所属漁協・支		所	
		現行・新規(どちらかに〇)		変更(該当項目のみ記入)	
承認番号		(新規の場合は空欄)			
氏 名					
	申請者住所				
使用する船舶	船名				
	漁船登録番号				
	船舶総トン数				
漁業の方法					
操業海域					
操業予定時期					
水揚げ市場 (又は漁協)					
備考					

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者(職・氏名):

※1申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2操業海域、水揚げ市場(又は漁協)について複数ある場合は全て記載すること。

沿岸くろまぐろ漁業承認証							
承認番号							
住 所							
氏 名							
船名							
漁船登録 番 号							
承認期間	OO 年 .						
年	月 日						
太平洋広域漁業調整委員会会長							

備考:用紙は、日本産業規格A6とする。

廃 業 届

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

氏名:

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所:

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名:

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ② 法人であって、その役員又は使用人(操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。) の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者